

大分県衛生環境研究センター外部評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県衛生環境研究センター調査研究評価要綱第4条第2項に基づき、大分県衛生環境研究センター外部評価委員会(以下委員会)という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会の委員は、衛生環境研究センター職員を除く、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 行政、試験研究機関の代表
- (2) 保健衛生、環境関係団体等の代表
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他委員に適任と認められる者

2 委員会は8名以内の委員をもって構成する。

(選任)

第3条 衛生環境研究センター所長(以下「所長」という。)は、委員会の委員を、第2条第1項の要件を満たす者の中から選任し、委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中において委員が退任し、新たに委員を選任した場合の任期は、退任した委員の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長をおき、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を総理し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は所長の要請を受けて、委員長が招集する。

2 委員会は、過半数の委員(代理を含む。)の出席をもって成立する。

(事務局)

第7条 衛生環境研究センターに事務局をおき、委員会の庶務及びその他運営に必要な事務を処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成16年3月1日から施行する。

この要領は平成17年3月28日から施行する。